第１号様式（第２条関係）

共同住宅等分別周知等届

（宛先）　京　都　市　長	年　月　日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話　－

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第１６条第２項の規定により届け出ます。				
届出者の区分		□管理会社　□管理組合　□共同住宅等の所有者 □その他（　　）		
届出の理由		□共同住宅等の新築　□既存の共同住宅等の新規の管理等		
共同住宅等	名称			
	所在地	〒	戸数	戸
上記届出者以外の連絡先	氏名			
	住所	〒 電話　－		
家庭ごみの収集方法等	種類	収集方法		
	燃やすごみ	□業者収集　業者名　□市収集 収集回数　回／週		
	資源ごみ　缶	□業者収集　業者名　□市収集 収集回数　回／週		
	資源ごみ　ガラスびん	□業者収集　業者名　□市収集 収集回数　回／週		
	資源ごみ　ペットボトル	□業者収集　業者名　□市収集 収集回数　回／週		
	資源ごみ　プラスチック使用製品	□業者収集　業者名　□市収集 収集回数　回／週・月		
	資源ごみ　紙又は紙製品	□業者収集　業者名　□その他 収集回数　回／週・月（　　）		
	資源ごみ　小型金属類及びスプレー缶	□業者収集　業者名　□市収集 収集回数　回／週・月		
	資源ごみ			
	家庭ごみの排出の方法等に関する居住者への周知方法	□掲示板等への掲載　□書面の配布　□ごみ置場における表示 □その他（　　）		
入居開始日		年　月　日		

注１　該当する□には、レ印を記入してください。

２　「共同住宅等」とは、一戸建ての住宅以外の住宅（長屋を除く。）をいいます。

３　「管理会社」とは、業として共同住宅等を管理する会社（会社法第２条第１号に規定する

会社をいう。）をいいます。

４　「管理組合」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第２条第３号に規定する管理組合をいいます。

５　「共同住宅等の所有者」とは、所有する共同住宅等を自ら管理する者をいいます。

６　上記届出者以外の連絡先の欄は、主たる事務所以外の支店、営業所等において共同住宅等の管理業務を行う場合等に記入してください。

７　「家庭ごみ」とは、一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じるもの以外のものをいいます。

８　「燃やすごみ」とは、家庭ごみのうち、資源ごみ及び家具、寝具、電気器具等の大型のもの以外のものをいいます。

９　「資源ごみ」とは、缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック使用製品、紙又は紙製品、小型金属類、スプレー缶等が廃棄物となったもののうち、再生利用をすることができるものをいいます。

１０　「小型金属類」とは、鍋、やかん等の最も長い部分がおおむね３０センチメートル以下の金属製の物をいいます。

１１　「スプレー缶」とは、小型の金属製の噴霧器をいいます。

１２　「業者収集」とは、各種の家庭ごみの収集を一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合をいいます。

１３　「市収集」とは、各種の家庭ごみの収集を本市が実施する場合をいいます。

１４　入居開始日の欄は、届出の理由が共同住宅等の新築の場合にのみ記入してください。

１５　この届出書には、家庭ごみの排出の方法等に関し、居住者に対して周知しようとする内容を明らかにする図書として、掲示し、又は配布するものの写しを添付してください。